

令和7年度 端末購入支援金 申請のご案内

※生徒の方は本紙を必ず保護者の方にお渡しください

端末購入支援金とは…



都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程に入学・進級する生徒等が、東京都教育委員会が委託する事業者から端末を購入する際の保護者負担額を原則3万円以内にする補助金です。以下の3つの種類があります。

1. 保護者負担定額補助（保護者負担額が30,000円になる補助）
2. 多子世帯補助（多子世帯の方の保護者負担額が15,000円になる補助）
3. 給付型奨学金(端末購入補助)（対象世帯の保護者負担額が0円になる補助）

支援金の申請方法について



1.保護者負担定額補助

端末購入時に「端末購入サイト」で「東京都の補助金を申請する」にチェックで完了

2.多子世帯補助

- ① 端末購入時に「端末購入サイト」で「多子世帯補助」の項目にチェックと必要事項を入力
 - ② 5月下旬以降、別途申請書類（有効期限内の健康保険証等）を指定サイト（※）にアップロード
- ※ 端末購入時に入力したメールアドレス宛に、指定サイトのリンクをお送りします。

3.給付型奨学金(端末購入補助)

- ① 端末購入時に「端末購入サイト」で「給付型奨学金(端末購入補助)」の項目にチェック
 - ② 給付型奨学金のオンライン申請（令和7年2月1日より受付開始予定）
- 詳細は、入学先学校からの配布資料をご覧ください。

①だけでは補助は受けられません

Check !

端末購入サイトで「申請を忘れた」「間違っ申請した」「申請できたか不安」な時は…

右の「[端末購入サイト](#)」から確認・変更が可能です。（変更期限：令和7年5月20日まで）

【確認・変更手順】

- ① 「端末購入サイト」にアクセス
(パスワードは、端末購入時にご自身で設定されたものです。
販売番号は購入時の確認メールもしくは販売チラシに記載があります。)
- ② 「マイページ」→「ご購入商品」→「ご注文情報の確認・変更」から申請情報を確認
- ③ 変更したい時は、ページ最下部の「変更する」から変更



よくある質問について、裏面にまとめています。
あわせてご確認ください





よくあるお問合せ



Q1 多子世帯補助も給付型奨学金(端末購入補助)にも当てはまる場合はどのように申請すれば良いか

多子世帯補助と給付型奨学金(端末購入補助)の両方が対象となる場合は、負担額の少ない給付型奨学金(端末購入補助)が優先して適用されます。認定は年収に基づく納税金額により実施されるため、年収が要件前後の場合等は両方の補助を申請してください。

Q2 給付型奨学金(端末購入補助)に該当するか不明な場合はどうすれば良いか

要件等の詳細について、入学される学校の経営企画室にお問合せください。

Q3 どの補助が適用になったか、いつ分かるか

令和7年7月以降順次、東京都より「負担額通知書」を郵送しお知らせします。

Q4 5月20日以降に、端末購入時に入力した住所が変更になった場合どうすれば良いか(20日までは「端末購入サイト」で変更可能)

東京都教育庁総務部デジタル推進課端末整備担当までご連絡ください

TEL : 03-5320-7477 ※平日 9:00~17:45(土日・祝日を除く)

制度詳細については、下記ホームページに記載しています。
また、問合せ先は以下の通りです。



東京都教育委員会 ホームページ (端末購入支援金について) アクセス方法

インターネットで検索

東京都 端末購入支援

検索

もしくは

QRコードから!



制度に関する問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 16階

東京都教育庁総務部デジタル推進課 端末整備担当

☎ 03-5320-7477 ※平日 9:00~17:45(土日・祝日を除く)